本法（関係資料を含む。）並びに関係政省令及び基本方針の本文は、
以下の国土交通省バリアフリーユニバーサルデザイン施策のページなどで閲覧可能です。

▼

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

バリアフリー新法関係省庁担当窓口

▼

国土交通省

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

■バリアフリー施策全般、基本方針について…
総合政策局政策課
Tel 03-5253-8256　Fax 03-5253-1548

■公共交通のバリアフリー化施策（基準等）について…
総合政策局交通消費者行政課
Tel 03-5253-8306　Fax 03-5253-1552

■道路のバリアフリー化施策について…
道路局地方道・環境課道路交通安全対策室
Tel 03-5253-8907　Fax 03-5253-1622

■路外駐車場のバリアフリー化施策（基準等）について…
都市・地域整備局街路課
Tel 03-5253-8416　Fax 03-5253-1592

■都市公園のバリアフリー化施策（基準等）について…
都市・地域整備局公園緑地課
Tel 03-5253-8419　Fax 03-5253-1593

■建築物のバリアフリー化施策（基準等）について…
住宅局建築指導課
Tel 03-5253-8513　Fax 03-5253-1630

警察庁

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

交通局交通規制課・・・Tel 03-3581-0141　Fax 03-3593-2375

総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

自治行政局地域振興課・・・Tel 03-5253-5533　Fax 03-5253-5537

バリアフリー新法の解説

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

ユニバーサル社会の実現をめざして

国土交通省
警　察　庁
総　務　省

この法律でこう変わります。

高齢者や障害者など、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現できるために、近年、建築物や交通機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められてきました。しかし、施設ごとにバラバラにバリアフリー化が進められ、連続的なバリアフリー化が図られていない、ソフト面での対策が不十分などの課題がありました。
そこで、<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>が制定されることにより、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加えて、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されます。また、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集中する地区において、面的なバリアフリー化が進められます。
さらに、住民参画などのソフト面での施策の充実も図られます。

この法律の内容は…

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が策定されました。（平成18年6月21日公布、12月20日施行）
この法律の内容は以下のとおりです。

❶ 法律の趣旨

高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む、全ての障害者）、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。また、バリアフリー化のためのソフト施策も充実します。

❷ 法律の基本的な仕組み

① 基本方針の策定

主務大臣が、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成します。

② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。
また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されます。

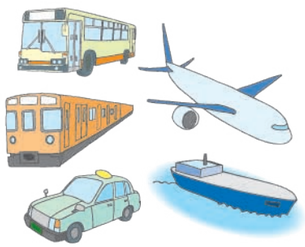
旅客施設及び車両等
（福祉タクシーの基準を追加）

建築物
（既存建築物の基準適合努力義務を追加）

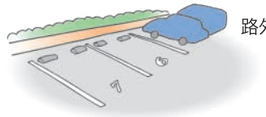
路外駐車場

道路

都市公園

③ 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

ア.市町村による基本構想の作成

市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができます。

イ.基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施します。

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを旅客施設を含まない地域にまで拡充

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ

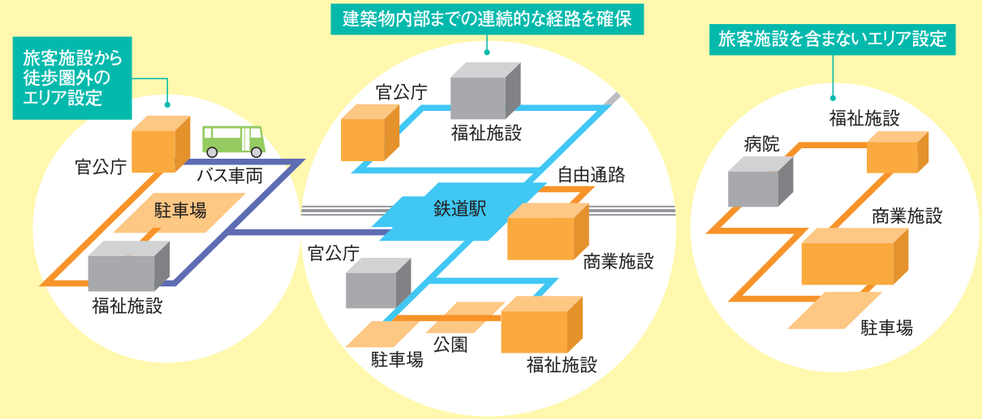

路外駐車場、都市公園及びこれらに至る経路についての移動等の円滑化を推進

■ 旧ハートビル法の対象（一定の建築物の新築等） ■ 旧交通バリアフリー法の対象（旅客施設及びその徒歩圏内の経路） ■ 追加・拡大される部分（路外駐車場、公園、建築物、施設間の経路等）

④ 住民などの計画段階からの参加の促進を図るための措置

基本構想を作成する際に高齢者、障害者などの当事者参加を図るために、協議会制度を法律に位置づけ、また、高齢者、障害者などから、市町村に対して、基本構想の作成・見直しを提案できる制度を創設しました。

⑤「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

ア.「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」を国（地方公共団体）の責務としました。

イ.「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」を国（地方公共団体）や国民の責務としました。

⑥ その他（移動等円滑化経路協定）

基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物などの連続的なバリアフリー環境を、安定的に維持するために、その土地所有者などが、全員の合意により、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として締結することができるようにしました。なお、協定は市町村長の認可を受けなければなりません。
これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができます。

基本方針とは…

バリアフリー化を総合的・計画的に推進するために、主務大臣（国家公安委員会・総務大臣・国土交通大臣）が以下の事項からなる基本方針を定めました。

❶ バリアフリー化の意義及び目標に関する事項

① バリアフリー化の意義

・バリアフリー化を進めることにより、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた、すべての人に利用しやすい施設等の整備も実現できます。
・身体障害者のみならず、知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者が法対象。
・バリアフリー化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見の反映が重要。

② バリアフリー化の目標

バリアフリー化の促進に当たり、次の事項を達成することを目標とします。

			目標年	目標
旅客施設（鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル（注1））			平成22年（2010年）	100%
鉄軌道	鉄軌道駅（注1）			100%
	鉄軌道車両			約50%
バス	バスターミナル（注1）			100%
	乗合バス	低床バス	平成27年（2015年）	100%
		ノンステップバス		約30%
船舶	旅客船ターミナル（注1）			100%
	旅客船			約50%
航空	航空旅客ターミナル（注1）			100%
	航空機			約65%
タクシー	福祉タクシー		平成22年（2010年）	約18,000台
道路	主要な鉄道駅周辺等の主な道路			100%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物（注2）			約50%
都市公園	園路及び広場			約45%
	駐車場			約35%
	便所			約30%
路外駐車場				約40%
信号機等	信号機等の移動等円滑化が実施された主要な鉄道駅周辺等の生活関連経路			100%

（注）現状及び目標の数値は、施設毎に設定されたバリアフリー化に係る基準の達成割合等を示す。（注1）利用者数5,000人/日以上のもの。（注2）特別特定建築物

❷ 施設設置管理者が講ずべき措置

施設設置管理者は、次の措置を適切に講じて、バリアフリー化を進めることが必要です。

① 施設及び車両等の整備

・施設において、連続したバリアフリー化された経路を1以上確保すること。また、確保に当たり高齢者、障害者等の移動上の利便性・安全性の確保に配慮すること。
・特定建築物などバリアフリー化が義務付けられていない施設についても、積極的なバリアフリー 化の取り組みが望ましい。

② 適切な情報の提供

・視覚情報、聴覚情報により、緊急時を含め情報を分かりやすく適切に提供することが必要。

③ 職員等関係者に対する適切な教育訓練

・乗車・利用拒否の発生を防止し、円滑なコミュニケーションを確保するために、計画的な研修、マニュアルの整備などによる職員教育を一層充実させるよう努めるべき。

❸ 基本構想の指針

市町村は、次の事項に基づいて基本構想を定めることが必要です。

① 重点整備地区におけるバリアフリー化の意義に関する事項

・バリアフリー化を速やかに、効果的に進めるためには、重点整備地区を定めることにより事業を重点的かつ一体的に推進することが必要。
・基本構想の作成に際して、施設設置管理者、高齢者、障害者等関係者の積極的な協力が必要。
・可能な限り具体的かつ明確な目標を設定するとともに、都市計画、福祉に関する計画、条例などとの調和が必要。

② 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

・おおむね400ha（2キロメートル四方）未満の地区で、生活関連施設※1のうち旅客施設や特別特定建築物※2がおおむね3以上存在し、施設相互間の移動が通常徒歩であることが見込まれる地区。
・重点的かつ一体的なバリアフリー化を図るための事業を実施する必要がある地区。

【※1 生活関連施設】高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など
【※2 特別特定建築物】誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障害者などが利用する老人ホームなど

③ 生活関連施設及び生活関連経路※並びにこれらにおけるバリアフリー化に関する事項

・長期的展望を明らかにする観点から、対象施設・経路を必要な範囲で幅広く記載すること。

【※ 生活関連経路】生活関連施設相互間の経路

④ 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設※についてバリアフリー化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

・事業の着手予定時期、実施予定期間をできる限り明確に記載すること。

【※ 一般交通用施設】道路、駅前広場、通路その他の一般交通に関する施設

⑤ その他重点整備地区におけるバリアフリー化のために必要な事項

・特定事業の順調な進展のため、実施状況の把握、連絡調整の適切な実施などが重要。
・協議会の活用などにより、事後評価を含め、利用者や住民の参加によるスパイラルアップが重要。

❹ その他バリアフリー化の促進に関する事項

・国は、スパイラルアップと心のバリアフリーに関して責務があります。
・地方公共団体は、国の責務に加えて、地域特性に合わせて建築物のバリアフリー化基準の強化に努めることが必要。
・国民は、バリアフリー化の促進に関する理解・協力の責務があり、視覚障害者誘導用ブロック、車いす使用者用駐車施設の駐車などに関して適切な利用の確保に協力することが重要。

バリアフリー化の義務付けの内容は‥

建築物、公共交通機関、道路、路外駐車場、都市公園を新設などする場合、それぞれバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が義務付けられ、既存の施設においても、基準適合への努力義務が課されます。その義務付け対象と主な基準は次のとおりです。

❶ 公共交通機関

公共交通事業者が旅客施設を新設･大改良する際や車両を新たに導入する際には、公共交通機関に関するバリアフリー化基準（公共交通移動等円滑化基準）へ適合させなければなりません。また、既設の旅客施設や車両等に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。

旅客施設

① 鉄軌道駅

1）駅の出入口からプラットホームへ通ずる経路について、原則としてエレベーター又はスロープにより、高低差を解消すること（移動等円滑化された経路）。
2）車いすが通るための幅を確保すること。
3）プラットホームと鉄軌道車両の床面とは、できる限り平らにすること。また、プラットホームと鉄軌道車両の床面との隙間は、できる限り小さくすること。隙間や段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある際は、車いす使用者の乗降を円滑にする設備を1以上備えること。
4）プラットホームにホームドア、可動式ホーム さく、点状ブロックその他視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。車両の乗降口が一定しているなど一定の要件に該当するプラットホームでは、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置すること。
5）通路、プラットホームなどに照明設備を設けること。
6）エレベーター、エスカレーター、トイレ、券売機などについて、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。
7）視覚障害者誘導用ブロック、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。
8）エレベーター、便所など主要な設備の付近には、JIS規格に適合する図記号による標識を設置すること。
9）乗車券等販売所、案内所に筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

② バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル

バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルは、鉄軌道駅に準じた基準とする。

車両等（鉄軌道、乗合バス、福祉タクシー、船舶、航空機）

① 共通

1）鉄軌道、バス、船舶、航空機には、視覚情報及び聴覚情報を提供する設備を備えること。
2）鉄軌道、バス、船舶には、車いすスペースを設置すること。
3）鉄軌道、船舶内のトイレは、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。

② 鉄軌道車両

1）列車の連結部にはプラットホーム上の旅客の転落を防止するための措置を講ずること。
2）車両番号などを文字及び点字で表示すること。

③ バス車両

1）低床バス（ノンステップバス、ワンステップバスレベル）とすること。
2）筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

④ 福祉タクシー車両

1）車いす等対応車
・車いすなど使用者の乗降を円滑にする設備を備えること。
・車いすなどの用具を備えておくスペースを1以上設けること。
・筆談用具を設けること。　など
2）回転シート車
・助手席又は後部座席を回転させるための設備を設けること。
・折りたたんだ車いすを備えておくスペースを設けること。
・筆談用具を設けること。　など

⑤ 船舶

1）バリアフリー化された客席を設置すること。
2）1）の客席などからトイレ、食堂などの船内旅客用設備へ通ずる1以上の経路について、エレベーターの設置などにより、高齢者、障害者等が単独で移動可能な構造とすること。
3）食堂、売店には、筆談用具を設け、筆談用具があることを表示すること。

⑥ 航空機

1）通路側座席の半数以上に可動式ひじ掛けを装着すること（客席数が30以上の航空機）。
2）トイレは、車いす利用者の円滑な利用に適した構造とすること（通路が2以上の航空機）。
3）航空機内で利用できる車いすを備え付けること（客席数が60以上の航空機）。

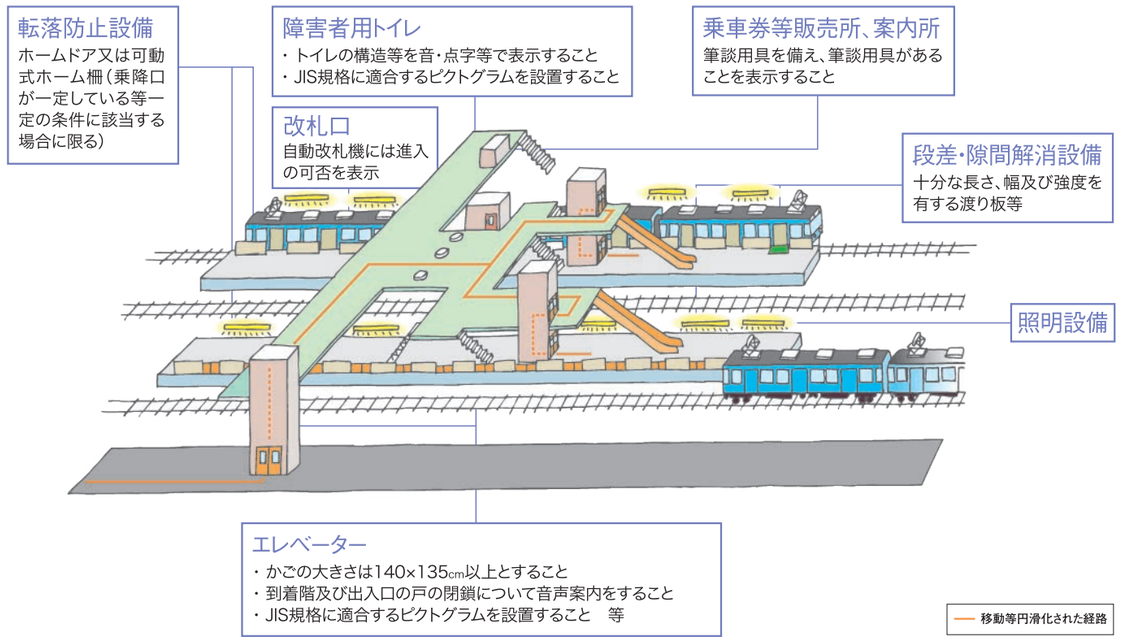

② 道路

① 道路管理者は、その管理する道路を道路に関するバリアフリー化基準（道路移動等円滑化基準※）に適合するよう努めなければなりません。

② 生活関連施設間の道路のうち、高齢者、障害者等が通常徒歩で利用する道路を国土交通大臣が指定し、特定道路とします。

・道路管理者が特定道路の新設･改築を行う際には、道路移動等円滑化基準への適合が義務付けられます。
・特定道路の新設･改築後は、当該基準を維持するように管理することが道路管理者に義務付けられ、また当該道路には道路占用の許可基準の上乗せ措置（新設･改築後の歩道幅員を確保するための措置）も講じられます。

なお、重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路については、これまでと同様に、重点的に道路特定事業を実施していくこととします。

【※ 道路移動等円滑化基準】幅の広い歩道の設置、歩道の段差解消･勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置、案内標識の設置、エレベーターの設置、バスに乗りやすい歩道の高さの確保、ベンチなどの休憩施設の設置などについて定めた基準

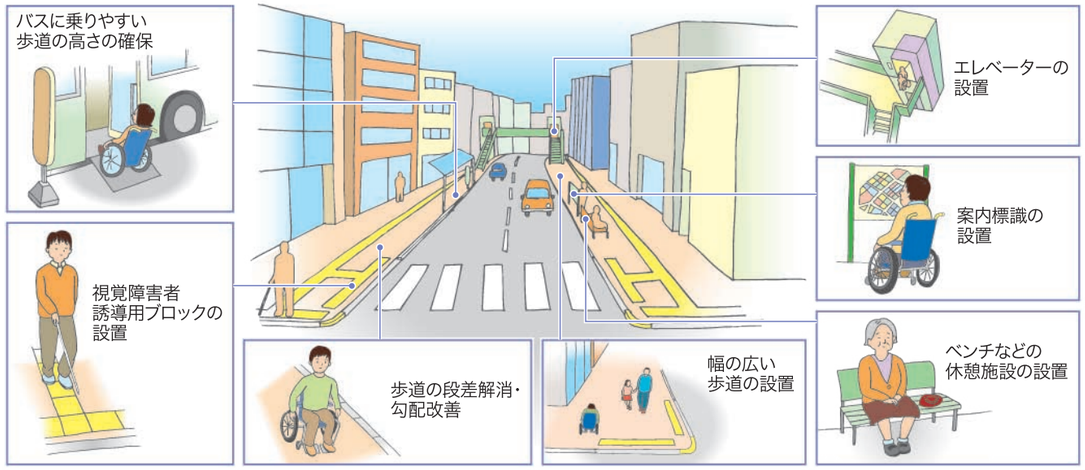

③ 信号機等

都道府県公安委員会が基本構想に位置付けられた交通安全特定事業により信号機や道路標識などを設置する際には、次の基準に適合させなければなりません。

① 信号機

信号機については、音響機能、歩行者用青時間延長機能又は経過時間表示機能を付加したもの、あるいは歩車分離方式のものとすること。

② 道路標識･道路標示

反射材料を用いるなど見やすく分かりやすいものとすること。また、横断歩道には必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを設けること。

④ 路外駐車場

特定路外駐車場※を設置する際には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に適合させなければなりません。また、既設の特定路外駐車場に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。
なお、特定路外駐車場を設置する際は、都道府県知事等に届出なければなりません。

【※ 特定路外駐車場】道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの

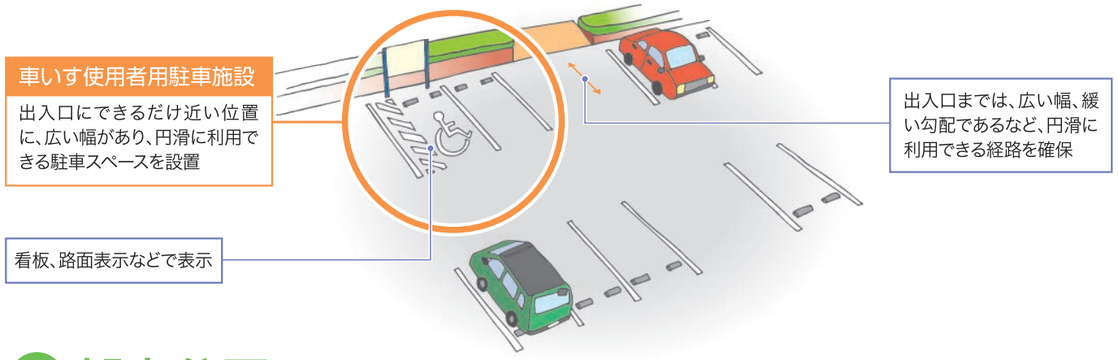

⑤ 都市公園

都市公園において特定公園施設※1の新設･増設･改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準（都市公園移動等円滑化基準※2）に適合させなければなりません。また、既設の特定公園施設に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。

【※1 特定公園施設】都市公園の出入口･駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識

【※2 都市公園移動等円滑化基準】園路･広場の出入口、通路･階段･傾斜路に関する幅･勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所･駐車施設･観覧スペースの設置などについて定めた基準

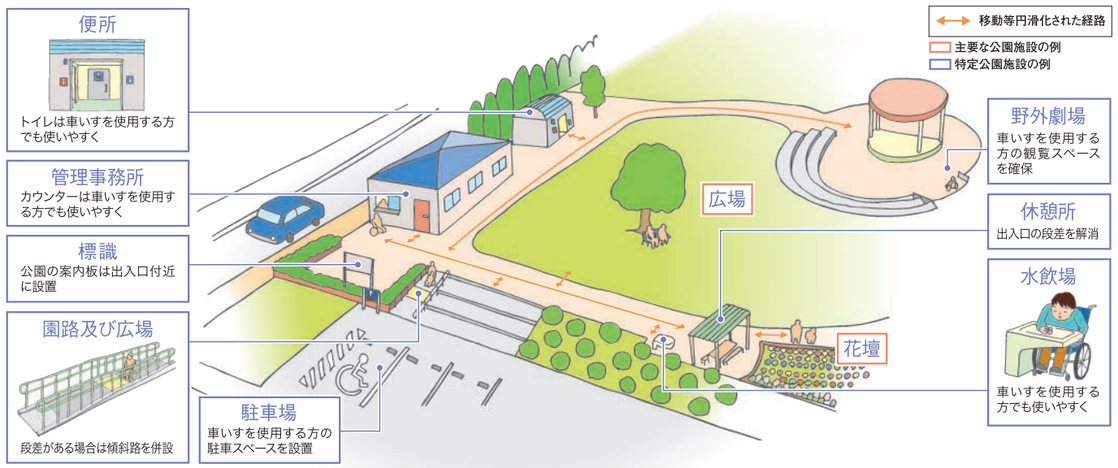

6 建築物

① 誰もが日常利用する建築物や老人ホームなど（特別特定建築物※1）について一定規模以上の新築等※2を行う建築主等は、バリアフリー化のための必要な基準（建築物移動等円滑化基準※3）に適合させなければなりません。また、これらの既存の建築物に対しても、基準に適合するよう努めなければなりません。

【※1 特別特定建築物】・不特定かつ多数の者が利用する百貨店、劇場、ホテルなど　・主として高齢者、障害者などが利用する老人ホームなど

【※2 一定規模以上の新築等】 建築工事をする床面積の合計が2,000㎡（公衆便所については50㎡）以上となる新築、増改築や用途変更

【※3 建築物移動等円滑化基準:最低限のレベル】・車いす使用者と人がすれ違う廊下の幅を確保する　・車いす使用者用のトイレがひとつはある　・目の不自由な方も利用しやすいエレベーターがある　など

なお、対象とする建築物の用途、規模や建築物移動等円滑化基準の内容については、地方公共団体の条例により強化することができます。

② 多数の者が利用する学校、事務所など（特定建築物）について新築等を行う建築主等は、建築物移動等円滑化基準に適合するよう努めなければなりません。

③ バリアフリー化のための誘導すべき基準（建築物移動等円滑化誘導基準※4）を満たす特定建築物の新築等をしようとする建築主等は、所管行政庁による計画の認定を受けて、さまざまな支援措置※5を受けることができます。

【※4 建築物移動等円滑化誘導基準:望ましいレベル】・車いす使用者同士がすれ違う廊下の幅を確保する　・車いす使用者用のトイレが必要な階にある　・共用の浴室なども車いす使用者が利用できる　など

【※5 特定建築物の認定の支援措置】・表示制度　・容積率の特例　・税制上の特例　・低利融資　・補助制度

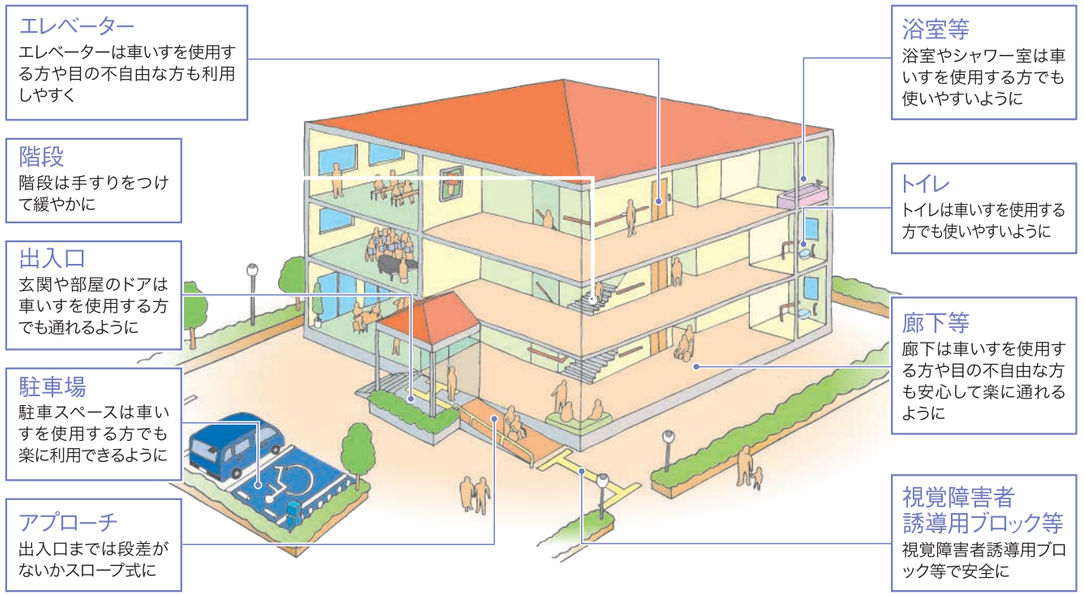

バリアフリー化のための主な支援策

1 公共交通機関

補助

① 鉄道駅におけるバリアフリー化の推進
- 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金 …… 国土交通省鉄道局業務課
- 鉄道駅総合改善事業費補助（移動円滑化事業） …… 国土交通省鉄道局業務課
- 地下高速鉄道整備事業費補助 …… 国土交通省鉄道局財務課
- ニュータウン鉄道等整備事業費補助 …… 国土交通省鉄道局財務課

② LRTシステムの整備 …… 国土交通省鉄道局財務課

③ ノンステップバス等の導入の促進
- 公共交通移動円滑化設備整備費補助 …… 国土交通省自動車交通局旅客課
- 地方バス運行対策費補助（車両購入費補助） …… 国土交通省自動車交通局旅客課

④ 離島航路船舶のバリアフリー化の推進（バリアフリー化建造費補助） … 国土交通省海事局内航課
⑤ 旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化の推進 …… 国土交通省港湾局計画課
⑥ 空港のバリアフリー化の推進 …… 国土交通省航空局飛行場部管理課

政策融資

① 鉄道駅のバリアフリー施設整備に対する融資制度 …… 国土交通省鉄道局財務課
② バス関係バリアフリー施設整備に対する融資制度 …… 国土交通省自動車交通局旅客課
③ タクシー関係バリアフリー施設整備に対する融資制度 …… 国土交通省自動車交通局旅客課
④ 港湾の機能の高度化に資する中核的施設整備事業融資制度 … 国土交通省港湾局振興課
⑤ 航空旅客ターミナルビルのバリアフリー施設整備に対する融資制度 … 国土交通省航空局飛行場部管理課

税制

① 交通バリアフリー設備の特別償却制度 …… 国土交通省鉄道局総務課鉄道企画室
国土交通省自動車交通局旅客課
国土交通省航空局監理部航空事業課
② 駅のバリアフリー化改良工事により取得した施設に係る特例措置 … 国土交通省鉄道局総務課鉄道企画室
③ 低床型路面電車に係る特例措置 …… 国土交通省鉄道局総務課鉄道企画室

その他

・公営交通のバリアフリー化についての地方財政措置及び公営企業金融公庫の貸付（臨時特別利率の適用） …… 総務省自治財政局公営企業経営企画室

・民間施設等のバリアフリー化についての地方財政措置 …… 総務省自治財政局調整課

❷ 公共施設・市街地整備等

補助

① 徒歩・公共交通など総合的な都市交通施策の推進（都市交通システム整備事業）……国土交通省都市・地域整備局街路課
② 歩行空間のバリアフリー化の推進……国土交通省道路局地方道・環境課、道路交通安全対策室
③ 交通結節点の整備の推進（交通結節点改善事業）……国土交通省都市・地域整備局街路課
④ 公共交通の整備の推進（公共交通機関支援事業）……国土交通省都市・地域整備局街路課
⑤ 都市公園のバリアフリー化の推進……国土交通省都市・地域整備局公園緑地課
⑥ 河川空間のバリアフリー化の推進……国土交通省河川局河川環境課
⑦ 海岸におけるバリアフリー化の推進……国土交通省河川局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課
⑧ 信号機等のバリアフリー化の推進……警察庁交通局交通規制課

税制

・土地区画整理事業の同意保留地制度に係る特例措置……国土交通省都市・地域整備局市街地整備課市街地整備制度調整室

その他

・公共施設等のバリアフリー化についての地方財政措置……総務省自治行政局地域振興課

❸ 住宅・建築物

補助

① 多数の者が利用する建築物等のバリアフリー化の推進（バリアフリー環境整備促進事業）……国土交通省住宅局市街地建築課
② 公共賃貸住宅におけるバリアフリー化の推進（地域住宅交付金等）……国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室
③ 高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の推進……国土交通省住宅局住宅総合整備課

政策融資

① 人にやさしい建築物整備事業……国土交通省住宅局建築指導課
② 環境・エネルギー対策貸付（社会環境対策施設整備資金）……国土交通省住宅局建築指導課
③ 優良住宅取得支援制度……国土交通省住宅局住宅資金管理官

税制

① 認定特定建築物に対する税制上の措置……国土交通省住宅局建築指導課
② 住宅のバリアフリー改修促進税制……国土交通省住宅局住宅総合整備課
③ 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制……国土交通省住宅局住宅総合整備課

❹ その他

補助

① 基本構想作成のための支援（バリアフリー環境整備促進事業）……国土交通省住宅局市街地建築課

(参考)バリアフリー化の現状は‥

旅客施設（鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル）

旅客施設※におけるバリアフリー化の推移

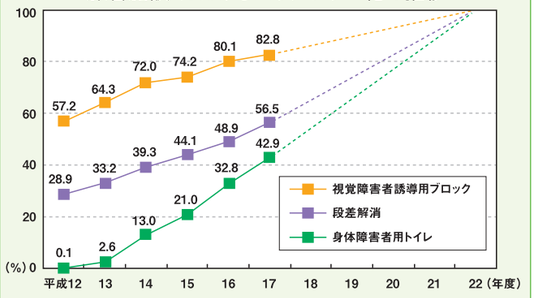

※利用者数5,000人／日以上の旅客施設（国土交通省「移動円滑化実績等報告」による）

建築物（不特定多数の人たちが利用する建築物）

旧ハートビル法に基づく認定件数の推移
（利用円滑化基準より高いレベルの利用円滑化誘導基準に適合）

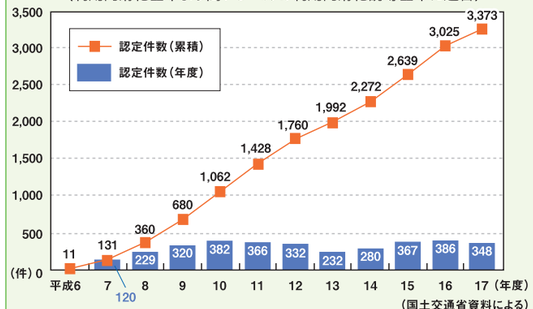

（国土交通省資料による）

車両等

鉄軌道車両のバリアフリー化の推移

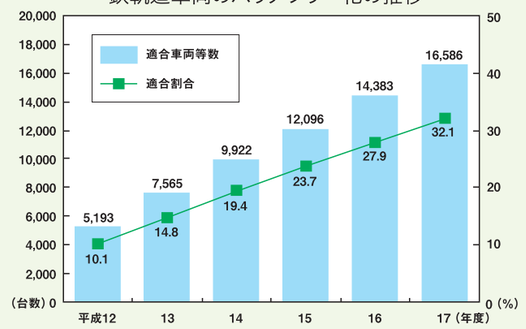

（国土交通省「移動円滑化実績等報告」による）

乗合バスのバリアフリー（低床バス）化の推移

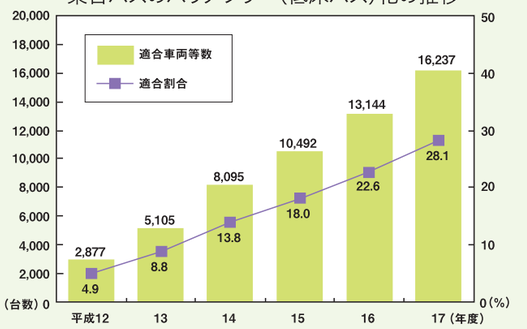

（国土交通省「移動円滑化実績等報告」による）

基本構想の受理件数（平成18年12月末現在）

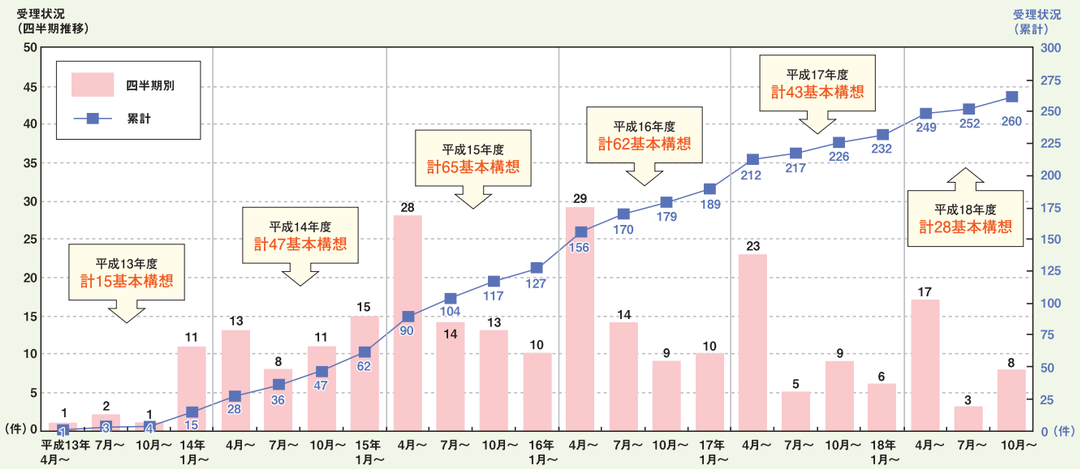

※利用者数5,000人／日以上の旅客施設が所在しない市町村の基本構想（12件）を含む

各施設等の整備目標について

別 紙

			現状※2 （H22年3月末）	現行の目標 （H22年末）	新たな目標案 （H32年度末）
鉄軌道	鉄軌道駅※1		77%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行う ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態をふまえて可能な限りバリアフリー化
		ホームドア・可動式ホーム柵	38路線 449駅	現行目標なし	車両扉の統一等の技術的困難さ、停車時分の増大等のサービス低下、膨大な投資費用等の課題を総合的に勘案した上で、地域の支援の下、可能な限り設置
	鉄軌道車両		46%	約50%	約70%
バス	バスターミナル※1		88%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	乗合バス	ノンステップバス	26%	約30%	約70% （ノンステップバスの目標については、対象から適用除外車両（高速バス等）を除外）
		高速バス等	－	現行目標なし	約25%
船舶	旅客船ターミナル※1		100%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ 離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについて地域の実情を踏まえて順次バリアフリー化 ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	旅客船		18%	約50%	○ 約50% ○ 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100% ○ その他、利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
航空	航空旅客ターミナル※1		91%	原則100%	○ 3000人以上を原則100% ○ その他、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず利用実態等をふまえて可能な限りバリアフリー化
	航空機		70%	約65%	約90%
タクシー	福祉タクシー		11,165台	約18,000台	約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路		78%	原則100%	原則100%
都市公園	移動等円滑化園路		46%	約45%	約60%
	駐車場		38%	約35%	約60%
	便所		31%	約30%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場		41%	約40%	約70%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物		47%	約50%	約60%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		92%	原則100%	原則100%

※1 現行の目標については1日平均利用客数5000人以上のものが対象
※2 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。 また、現状欄の数値は一部速報値